

# リサイクル燃料備蓄センター に係る安全協定等について

令和6年7月29日

青森県

## ▶ 安全協定及び覚書を締結することが妥当と判断

- 本日、事業者申し入れ
- 調印式については、8月9日（予定）

# 安全協定等に係る判断

- ▶ R F S ・ リサイクル燃料備蓄センターの事業開始や安全協定の締結について、安全確保を最優先に判断するべく検討を行ってきた
- ▶ このため、県議会をはじめ、市町村長、原子力に係る専門家や県内有識者及び県民の皆様から御意見等を頂戴
- ▶ いただいた御意見を踏まえ、事業者各社及び経済産業大臣に確認を実施
- ▶ 中間貯蔵施設を誘致したむつ市から、安全協定締結に向けた環境が整ったとの意向が示された
- ▶ 本日、二役・関係部局長を含めた会議で、最終的な判断に至った

## 二役・関係部局長会議

- ▶ 県議会をはじめ、市町村長、原子力に係る専門家や県内有識者及び県民の皆様からいただいた御意見等を総括すると、安全協定（案）の内容は了
- ▶ 御意見をいただいていた中間貯蔵事業の確実な実施に関して、国や事業者から担保が得られた
- ▶ 国や事業者から得られた担保について、文書を取り交わすことについても合意を得た
- ▶ これまでの御意見・確認等を経て、むつ市長から安全協定締結の意向を確認

安全協定を補完する文書（覚書）の締結も併せることにより、安全協定を締結する環境が整ったことについて、意見の一致

# 今回の安全協定について

## ▶ 目的

- ・ 施設周辺地域住民の安全確保及び環境保全を図るため、県、むつ市及びRFSとの間において、相互の権利義務を定める

## ▶ 内容

- ・ これまで同様、安全確保及び環境保全、情報公開及び信頼確保、平常時における報告、異常時における連絡及び原子力防災体制の充実などを盛り込む
- ・ 福島第一原子力発電所の事故の教訓を踏まえ、最新知見を踏まえた上で、安全性の向上に継続的に取り組むことを記載
- ・ 使用済燃料の貯蔵期間（50年間）を記載

### ※リサイクル燃料備蓄センターの安全性

- ・ 金属キャスクの冷却は、自然対流による空冷のため、電源は必要ない
- ・ 放射性物質は金属キャスク内部に密封されており、外部への放出はない
- ・ 周辺監視区域外（敷地外）に影響を及ぼす放射性物質等の放出を伴う事象が発生する可能性は極めて低い

# 覚書について

## ▶ 目的

- ・ 県議会や県民の皆様等からいただいた「輸送に関する使用済燃料所有者の責任の明確化」「親会社の責任の明確化」「搬出されず、そのまま置かれるのではないか」との御意見等を踏まえ、安全協定を補完する観点等から、県、むつ市、RFS、東京電力及び日本原子力発電との間で覚書を締結する

## ▶ 内容

- ・ 東京電力及び日本原子力発電の使用済燃料の輸送に関する責任と適切な措置
- ・ RFSの安全協定書各項目の遵守への東京電力及び日本原子力発電による指導、助言
- ・ 中間貯蔵事業の確実な実施が著しく困難となった場合の使用済燃料の施設外への搬出を含めた必要かつ適切な措置

## ここに至るまでの経緯

- ▶ 平成16年2月18日 東京電力から、県・むつ市に立地協力要請
- ▶ 平成17年10月19日 使用済燃料中間貯蔵施設に関する協定書（立地協定）締結
- ▶ 平成17年11月21日 RFSがむつ市に設立
- ▶ 平成19年3月22日 使用済燃料貯蔵事業許可申請
- ▶ 平成22年5月13日 事業許可
- ▶ 平成26年1月15日 新規制基準適合性に係る事業変更許可申請
- ▶ 令和2年11月11日 事業変更許可
- ▶ 令和6年3月27日 RFSから事業開始を令和6年度第2四半期を目指すとの表明
- ▶ " 5月27日 安全協定書（案）の提示
- ▶ " 6月12日～7月5日 県議会、市町村長会議、原子力政策懇話会、県民説明会
- ▶ " 7月23日 経済産業大臣及び各事業者への確認
- ▶ " 7月24日 むつ市長からの意向表明

# 意見聴取の状況(1/4)

## ① 県民説明会

### 《多かった御意見等》

#### ▶ 原子力・核燃料サイクル政策に関わる懸念

- ・ 原子力・核燃料サイクル政策が破綻した今、こういったサイクルを目指すのか
- ・ 核燃料サイクル政策は政権交代しても続くのか

#### ▶ 使用済燃料の搬出に関わる懸念

- ・ 50年後の搬出先が明らかにされていない
- ・ 使用済燃料を50年間貯蔵した後も永久に置かれるのではないか

#### ▶ 安全性に関わる質問

- ・ キャスクの安全性（製造業者の資質を問うもの等を含む）
- ・ 放射性物質の放出に至る事故の可能性の有無

### 《事業の推進に関する御意見》

- ・ 事業が地域とともに発展することを願う
- ・ エネルギーに係る大きな貢献を担うことの誇りを持つべき

県民説明会は、令和6年7月2日～5日、県内6地域で実施

※オンライン視聴者も含めて458人が参加  
271件の御意見等をいただいた

# 意見聴取の状況(2/4)

## ②原子力政策懇話会

《安全協定の締結等に反対の御意見はなかった》

- ▶ 事業計画及び安全協定書（案）に基本的に同意する
- ▶ 安全管理を徹底させ、確実な事業開始に向けて取り組んでいただきたい
- ▶ 事業者各社の役割分担等が明確に読み取れないため、今回の協定書または別の書類での規定が必要
- ▶ 再処理について、国のエネルギー政策として県民の理解が得られる必要がある
- ▶ 県民への情報共有の観点から、事業等の詳しい内容をウェブサイト等で分かりやすく掲載すべき

※ 原子力政策懇話会の目的

国の原子力政策、原子力施設の安全性、地域振興など原子力を巡る様々な課題について、幅広い視点に立った意見を聴き、原子力行政に適切に対応するとともに、県民の安全と安心を確保する

構成員（団体代表、有識者、専門家、公募委員）

## 意見聴取の状況(3/4)

### ③市町村長会議

《安全協定の締結等に反対の御意見はなかった》

- ▶ 立地地域から離れた地域の県民の方々の理解が図られるよう広報を  
しっかりやっていただきたい
- ▶ 国においては、エネルギーの重要性、必要性について国民全体に対し理解してもらうための、思い切った予算措置をしていただきたい
- ▶ 安全を安心と感じてもらうため、関わっている人全員が信頼を築き  
上げるための努力をしていただきたい
- ▶ 県民の理解が得られるよう、しっかりと丁寧に周知することが大事
- ▶ 安全性を大前提に、地域振興が図られることが大事

# 意見聴取の状況(4/4)

## ④県議会

《自由民主党、新政未来、オール青森、公明党、参政党、無所属(吉田議員)》

▶ 安全協定の締結等について了とする

○安全協定締結、事業開始にあたりいただいた御意見

- ・安全確保を第一とすること
- ・覚書等により、使用済燃料の確実な搬出等、将来の責任を明確にすること
- ・国の責任とサイクル政策の位置付け等を確認すること 等

《日本共産党、無所属(鹿内議員)》

▶ 事業開始は容認できず、安全協定は白紙撤回するべき

- ・核燃料サイクルの環が見通せない
- ・50年以内の搬出先が確保されていない 等

## 各事業者への確認(1/2)

- ▶ 原子力・核燃料サイクルに対する考え方
  - ・ 原子力・核燃料サイクルの推進に全力で取り組む
  - ・ 今後、責任をもってプルサーマル利用を具体化していく
- ▶ 使用済燃料の輸送への責任
  - ・ 使用済燃料の輸送について、東京電力、日本原子力発電はこれまでの輸送実績を踏まえ、責任を持って対応する
- ▶ 貯蔵期間50年間を含む安全協定の遵守
  - ・ 貯蔵期間50年間を含む安全協定書案の各項目について、しっかりと遵守する。
  - また、東京電力、日本原子力発電は親会社として、経験と知見を活かし責任をもって指導・助言する
  - ・ 具体的な搬出計画について、適切な時期に提示できるよう取り組んでいく

## 各事業者への確認(2/2)

- ▶ 中間貯蔵事業の確実な実施が著しく困難となった場合の措置
  - ・ 万が一、中間貯蔵事業の確実な実施が著しく困難となった場合には、施設外への搬出を含め、速やかに必要かつ適切な措置を講ずる
- ▶ このタイミングで事業開始すること
  - ・ 中間貯蔵事業は、原子燃料サイクル全体の柔軟性を高める手段であり、核燃料サイクルを推進する観点からも順次稼働させていくことが重要であることから、全社をあげてRFSを支援していくので、安全協定の締結をお願いしたい。

# 経済産業大臣への確認（1/2）

- ▶ 原子力・核燃料サイクルの推進
  - ・ 原子力・核燃料サイクルの推進という基本方針を堅持する
- ▶ 国民理解の促進
  - ・ 国も前面に立って国民理解に向けて、しっかりと取り組んでいく
- ▶ 事業者への指導
  - ・ 青森県が事業者と確認した内容について、国としても事業者を指導する
- ▶ 中間貯蔵事業の環境に関する確認の仕組み
  - ・ 使用済燃料対策推進計画の中で、中間貯蔵施設における使用済燃料の輸送・貯蔵の状況を毎年度報告・公表するよう事業者を指導する

## 経済産業大臣への確認 (2/2)

- ▶ 中間貯蔵事業の位置付け、搬出先の明確化
  - ・ 中間貯蔵施設の意義や重要性について、次期エネルギー基本計画において、明確に位置付ける。 使用済燃料の搬出先について、具体化を図るべく検討を進める
  - ・ 具体的には、安全性の確保を大前提として、六ヶ所再処理工場の安定的な長期利用、六ヶ所再処理工場で処理を想定した場合の、課題と対応策等を検討
- ▶ このタイミングで事業開始すること
  - ・ 核燃料サイクルの確立には、その環を構成する全ての関係施設について、着実な稼働を進める必要がある、むつ中間貯蔵施設の事業開始は、極めて重要で安全協定締結を進めていただきたい

# むつ市長の意向

- ▶ 市民から意見のあった使用済燃料の確実な搬出、国民全体への周知について、事業者及び国のトップの認識を確認できた
- ▶ 特に、事業者から文書の取り交わしについて、合意を得たこと、経済産業大臣から搬出先について、次期エネルギー基本計画で具体化を図るなど、重要な発言があったと認識
- ▶ 安全協定を締結できる環境が整ったものと受け止めており、県とともに締結に進みたい